

太田市養護老人ホーム指定管理者募集要項

太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条及び太田市養護老人ホーム条例第3条の規定により、施設の管理を代行する指定管理者を次のとおり募集します。

1 施設の概要

- (1) 名称 太田市養護老人ホーム
- (2) 所在地 太市内ケ島町1342番地6
- (3) 構造等 鉄骨造(一部2階建て)
- (4) 延床面積 2,233.01㎡
- (5) 定員 入所 50人 (R7.6.1現在 37人+ショート2人)

詳細は、太田市養護老人ホーム指定管理者業務仕様書(以下「仕様書」という。)を参照してください。

2 指定管理者が行う業務

指定管理者は、対象施設の運営及び維持管理に係る次の業務を実施します。具体的な内容は、仕様書を参照してください。

- (1) 事業の実施に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める業務に関すること。

3 指定管理に係る基本事項

(1) 関係法令の遵守

指定管理業務の実施に当たっては、地方自治法、地方自治法施行令、群馬県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例、太田市養護老人ホーム条例、太田市養護老人ホーム条例施行規則、その他関係法令を遵守するとともに、公平性の保持、安全確保に努めてください。

(2) 管理人員

必要な有資格者及び経験者等、適正な人員を配置してください。

また、現在対象施設に配置されている職員(栄養士、看護師、支援員、調理員に限る。)については、面談等により本人の意向を十分に確認し、希望があれば積極的に雇用するよう努めてください。

(3) 施設の運営及び維持管理、修繕費等

施設の運営費、維持管理費、機器類の保守点検費、修繕費(大規模改修を除く。)等、施設の必要経費は全て指定管理者が指定管理委託料で充当することとします。

(4) 指定管理の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定していますが、期間中に変更短縮されることがあります。また、指定管理の期間は、議会の議決事項です。

(5) 意見・要望の把握及び反映

地域住民や利用者の意見・要望を把握し、管理運営に反映させられるよう努めてください。

(6) 業務の委託

指定管理者は、管理を第三者に委託することは認められません。ただし、各機器類等保守点検業務、検査業務等は専門業者に委託することができるものとします。また、市と協議し、認められたものについては、委託することができます。

(7) 指定の取消し等

施設の適正管理を期すために、本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

(8) 指定管理者が市に損害を与えた場合の賠償

指定の取消しや指定管理者の責による施設の損傷など、指定管理者が市に損害を与えた場合は、賠償するものとします。

(9) 原状回復措置

指定期間が満了して継続して指定管理者の指定を受けていないとき又は指定の取消しによって指定管理者の指定が終了となる時は、市が認めるものを除き、原状回復措置を行っていただきます。これに係る費用請求はできません。

4 申請資格

(1) 群馬県内において、社会福祉法第2条第2項第3号に定める事業を運営する社会福祉法人

(2) 申請する法人又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 法人の代表者が法律行為を行う能力を有しない者
- ② 法人の代表者が破産者で復権を得ない者
- ③ 本市において、一般競争入札及び指名競争入札への参加を制限されている者
- ④ 指定管理者の指定の取消しを受けたことがある者
- ⑤ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者又は法人
- ⑥ 国税及び地方税を滞納している者

5 指定管理委託料

(1) 施設において指定管理者が行う業務遂行に要する経費を指定管理委託料として支払います。この中には、老人福祉法第21条第2号の規定により市が支弁する措置に要する費用を含みます。

(2) 指定管理者は、会計年度終了後、市が指定する期日までに事業の精算及び報告を行うものとします。

6 申請及び審査スケジュール

募集要項等の配布	令和7年 7月15日～8月15日
現場説明会の開催	令和7年 8月6日
質問の受付	令和7年 8月6日～8日
質問の回答	令和7年 8月12日～13日
申請書類提出期限	令和7年 8月15日
指定管理者候補者審査委員会開催	令和7年 10月初旬～10月中旬
選定審査結果の通知	令和7年 11月中旬～下旬
市議会の議決	令和7年 12月下旬
指定処分	令和7年 12月下旬
指定管理者となる者との本協定の締結	令和8年 3月下旬
指定管理業務開始	令和8年 4月 1日

7 申請手続

(1) 申請書類等の配付

① 窓口にて配布

ア 期間 令和7年7月15日(火)から令和7年8月15日(金)までの午前9時から午後5時までの間(ただし土・日曜日を除く。)

イ 配布場所 太田市浜町2番35号
太田市福祉こども部長寿あんしん課 いきがい推進係
(市庁舎低層棟1階)

② 太田市ホームページからのダウンロード

ア 期間 令和7年7月15日(火)から令和7年8月15日(金)

イ アドレス <https://www.city.ota.gunma.jp/>

(2) 現場説明会の開催

① 開催日時 令和7年8月6日(水)午前10時～

② 開催場所 太田市内ヶ島町1342番地6 太田市養護老人ホーム内

③ 参加人数 各法人3名までとします。

④ 参加申込 説明会に参加を希望する法人は8月4日(月)までに法人名、電話番号、担当者名及び参加者名を入力の上、メールで提出してください。

⑤ 提出場所 長寿あんしん課(018200@mx.city.ota.gunma.jp)

(3) 申請に関する質問の受付

申請に関しての質問は、次のとおりとします。

① 質問ができる者

申請資格を有し、申請を予定する者としてします。

② 質問の方法

指定管理者募集質問票に質問要旨を簡潔にまとめて、令和7年8月8日(金)午後5時までに長寿あんしん課へメールで提出。電話や窓口での口頭による質問は受け付けません。

③ 質問に対する回答

回答書は令和7年8月13日(水)までにメールで回答します。なお、回答書は要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとしますので、他

の申請予定者にもメールで共有します。

(4) 申請書類の提出

下記により必要書類を整えて、必ず事前に電話連絡の上、申請者が提出書類を直接持参により一括して提出してください。郵送、FAX、インターネット等による受付は行いません。

① 提出書類

指定管理者指定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて申請してください。提出書類はパンフレット等を除き原則A4判で作成し、縦型ファイルに左綴じで作成してください。

※提出部数は、**正1部、副14部の計15部**とします。

ア 事業計画書

事業計画書には、次の事項を記載してください。

- ・ 団体に関する事項
- ・ 実施計画に関する事項
- ・ 収支計画に関する事項
- ・ 管理運営体制に関する事項

イ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における決算書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書又はこれに類する書類

エ 本年度の事業計画書、収支予算書又はこれらに類する書類

オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 納税証明書

ケ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類

コ 暴力団排除に関する誓約書

② 提出期限

令和7年8月15日(金)まで

受付は、土・日曜日を除く、午前9時から午後5時までとします。

※書類の確認を行いますので、提出に際しては事前に電話連絡の上、ご来庁ください。

③ 提出場所

太田市浜町2番35号

太田市福祉こども部長寿あんしん課 いきがい推進係(市庁舎低層棟1階)

④ 留意事項

申請書類提出期限後には、提出した書類の内容を変更することはできません。ただし、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めること、また、聞き取り調査を実施することがあります。

(5) 申請に要する費用

申請に要する費用は、申請者の負担とします。

(6) 申請書類について

申請書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

また、指定管理者の選定に係る公表等を行う場合に、申請書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

8 指定管理者の候補者の選定等

(1) 資格審査

次に該当する申請は、失格とします。

- ① 資格要件を欠くもの
- ② 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ③ 提出書類等の提出期限を過ぎて提出したもの
- ④ 1施設につき複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
- ⑤ その他選定に係る不正行為があったもの

(2) 指定管理者の候補者の選定

次の事項を総合的に勘案し、最も適当であると認められる内容の申請をした団体を指定管理者の候補者に選定します。

- ① 施設の利用について市民の平等な利用が確保されること。
- ② 施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- ③ 施設の管理運営を安定的に行うことができる能力を有していること。
- ④ 市民や利用者の声が反映され、サービスの質の向上を図れるものであること。
- ⑤ 管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 太田市指定管理者候補者審査委員会による審査

指定管理者の候補者の選定について、太田市指定管理者候補者審査委員会による審査を行います。なお、事業計画等の内容について、審査委員会にて説明していただきます。

(4) 選定結果の通知

選定の結果は、申請者に書面で通知します。

9 指定管理者の選定結果通知後の手続等

(1) 市議会の議決

指定管理者の指定に係る議案を市議会に提出し、市議会の議決を受けます。

(2) 指定管理者との協議

市議会で議決されましたら、指定の議決を受けた者と協議を開始します。

(3) 指定管理業務の引継ぎ

指定管理者は、指定の日に円滑に業務を開始するため、指定の日前に必要な準備を開始していただくことになります。事前準備など業務の引継ぎに係る経費が必要な場合は、応募の収支計画書に算入しておいてください。別途に請求することはできません。

10 附属図書

(1) 太田市養護老人ホーム指定管理業務仕様書

(2) 指定管理者指定申請書(太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則 様式第1号)

- (3) 事業計画書
- (4) 指定管理者募集質問票
- (5) 暴力団排除に関する誓約書
- (6) 現地説明会参加申込書

11 問い合わせ先

太田市 福祉こども部 長寿あんしん課 いきがい推進係
〒373-8718 太田市浜町2番35号
TEL : 0276-47-1829 (ダイヤルイン) 又は 0276-47-1111 内線 2541
E-mail : 018200@mx.city.ota.gunma.jp